

平成二十一年十月一日受領
答 弁 第 一 号

内閣衆質一七二第一号

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出第一七一回国会及び第一七二回国会における質問主意書に対する政府の対応に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出第一七二回国会及び第一七二回国会における質問主意書に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

第七十一回国会において内閣が受け取った質問主意書（以下「第七十一回国会質問主意書」という。）の件数は、九百三十三件である。

二について

御指摘の「政府が「詳細な調査を要する」等として、答弁を避けた事例」の意味するところが必ずしも明らかでないが、第七十一回国会質問主意書に対する答弁書のうち、調査に膨大な作業を要する旨、調査に膨大な時間を要する旨、詳細な調査を要する旨、膨大な量の書類の調査が必要となる旨、又は網羅的に調査することは困難である旨を理由としてお答えすることは困難である旨を答弁したものの件数は、三十五件である。

三について

御指摘の「確認されていない」という真意が曖昧な答弁をした事例」の意味するところが必ずしも

明らかでないため、お答えすることは困難である。

四について

御指摘の「一概に言えない」等とし、明確な答弁をすることを避けた事例」の意味するところが必ずしも明らかでないが、二についてでお答えした三十五件の答弁書に係る調査に関し、当該調査に必要な時間についての質問を含む質問主意書に対する答弁書が四件あったところであり、それぞれ、相当の時間が必要となる旨又は回答に要する時間を具体的に申し上げることが困難である旨を答弁している。

五及び六について

第七十一回国会質問主意書に対する答弁の対応については、いわゆる政権交代が行われたところでありお答えを差し控えたいが、新内閣としては、質問主意書に対して誠実に答弁してまいりたい。